組織運営

1. 目的

本機構が、産業標準化法に基づく登録認証機関として必要な体制及び要員について定める。

2. 組織運営機構

本機構は、JIS マーク認証業務を実施するために必要な要員を配置する。また、JIS マーク認証業務の公平性を確保するため、運営委員会及び判定委員会を設置する。JIS マーク認証業務を実施する組織運営機構（審査体系）を別紙 1 に、要員（外部、内部）の職責、氏名、役職、資格及び業務分担を別途規定する。

2.1 要員

(1) 一般

本機構は、JIS マーク認証業務を適正に実施するため、次の要員を配置する。各要員の資格（力量）基準は、**教育・訓練、資格手順書（KJ-05）**に規定する。

内部要員

経営管理者（高分子技術センター長）	1 名
品質管理者	1 名
登録認証管理責任者	1 名
判定委員	3 名
審査員	12 名以上
技術審査員	3 名以上
製品試験担当者	3 名以上
一時停止窓口担当者	3 名以上（各事業所 1 名以上）
事務担当者	1 名以上

外部要員

運営委員	3 名以上

(2) リスク排除

要員が、申請者又は認証取得者と関係をもつことから生じるリスクを排除するため、全ての内部要員から JIS マーク認証業務の宣言書を提出させる。ただし、宣言した内容に変更が生じた場合は、登録認証管理責任者に申し出ること。

(3) 各委員の委嘱と解任

登録認証管理責任者は、各委員の委嘱と解任を委嘱状で行う。

2.2 運営委員会

(1) 運営委員会の役割

運営委員会は、公平性確保のメカニズムとして組織された委員会であり、特定された利害関係者（第三者）を含み、本機構のマネジメントシステムに対して、次の事項についてインプットを提供する組織である。

a) 認証活動の公平性に関わる方針及び原則

b) 一貫して公平な認証活動の提供の支障となる、認証機関内における商業的又は他の偏った考慮を許すような傾向

c) 透明性を含む、認証の公平性及び信頼性に影響する事項

(2) 運営委員会の権限

本機構の経営管理者（トップマネジメント）が運営委員会のインプットに従わない場合、運営委員会は独自の行動（例えば、経済産業省、利害関係者に通知する。）をとる権利をもつ。

また、運営委員会は、その機能を果たすために、必要な全ての情報にアクセスできる。

(3) 運営委員会の構成

a) いずれか一つの利害関係者だけが支配的にならないように重要な利害関係者の均衡のとれた代表による構成とする。

b) 運営委員会のメンバーは、第三者委員 4 名（中立者 2 名、利害関係者 2 名）、登録認証管理責任者、品質管理者の 6 名で構成する。

c) 運営委員会の第三者委員 4 名及び品質管理者は、登録認証管理責任者がこれを委嘱する。

d) 運営委員会の委員長は、第三者委員（中立者）が務める。

e) 運営委員会の司会は、登録認証管理責任者が務める。

f) 運営委員の任期

運営委員会委員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

g) 運営委員会の開催

運営委員会は、年 1 回登録認証管理責任者が召集し、開催する。（但し、経営管理者が必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。）運営委員の代理者の出席を認める。

なお、開催時には、裏面に運営委員会の役割と権限（上記(1)と(2)）を記載した座席表に運営委員の署名を求める。ただし、運営委員の代理者が出席の場合、運営委員会の役割と権限（上記(1)と(2)）は委任されたものとする。

h) 記録

運営委員会の開催記録については、次の事項を記載した記録文書を登録認証管理責任者が作成し保管する。

1) 開催日時及び開催場所

2) 出席した運営委員の氏名

3) 審議事項

(4) 運営委員会の審議事項

a) リスクの把握及び最小化に関すること

b) 登録認証業務に関する方針

c) 判定会議の委員

d) 認証業務に関するマネジメントレビューの実施状況

e) 認証業務の内部監査実施状況

f) 苦情等の処理状況

g) 認証業務に関しての委員会等の設置及び改廃

h) 認証業務の公平性の維持に関する事項

i) その他

2.3 判定委員会

(1) 判定委員会の役割

判定委員会は、審査の結果をレビューし、認証の決定を行う組織である。この認証の決定は、営利的、財政的等圧力に影響されてはならない。リスクマネジメントの記録を取り、リスク及び機会への取組みを継続的に実施する。

a) リスクの特定：リスクの包括的な一覧の作成

b) リスクの分析：リスク原因、リスク源、リスクの（好ましい、好ましくない）結果及びその起こりやすさの分析

c) リスク評価：対応の有無、優先順位に関する評価

d) リスク対応：原因の除去、起こりやすさや結果の変更、リスクの受容

(2) 判定委員会の構成

a) 判定委員会は、登録認証管理責任者並びに東京事業所高分子技術部、名古屋事業所及び大阪事業所の各判定委員で構成する。

b) 判定委員会の委員長は、登録認証管理責任者が務める。

c) 選任

判定委員は、審査員の資格要件を満足する者の中から、登録認証管理責任者が指名する者とし、審査員及び技術審査員との兼務はできない。

d) 決議

委員全員の賛成を持って判定結果とする。但し、担当事業所の決議には関わらない。

e) 任期

判定委員の任期は、1 年とする。ただし、再任を妨げない。

f) 審議

判定委員会は申請状況に応じ、適宜、登録認証管理責任者が開催する。場合によって、書面審議も可能とする。

判定委員会資料のチェックシート（JIS(初回／定期･臨時維持)認証審査チェックシート）、判定委員会（書面審議を含む。）における判定委員の判定項目及び方法、判定委員会（書面審議を含む。）の記録様式、書面審議のフローは別途規定する。

g) 記録

判定委員会の開催記録については、次の事項を記載した記録文書を登録認証管理責任者が作成し保管する。

1) 開催日時及び開催場所
2) 出席した判定委員氏名
3) 判定（評価）結果の決定に係る事項
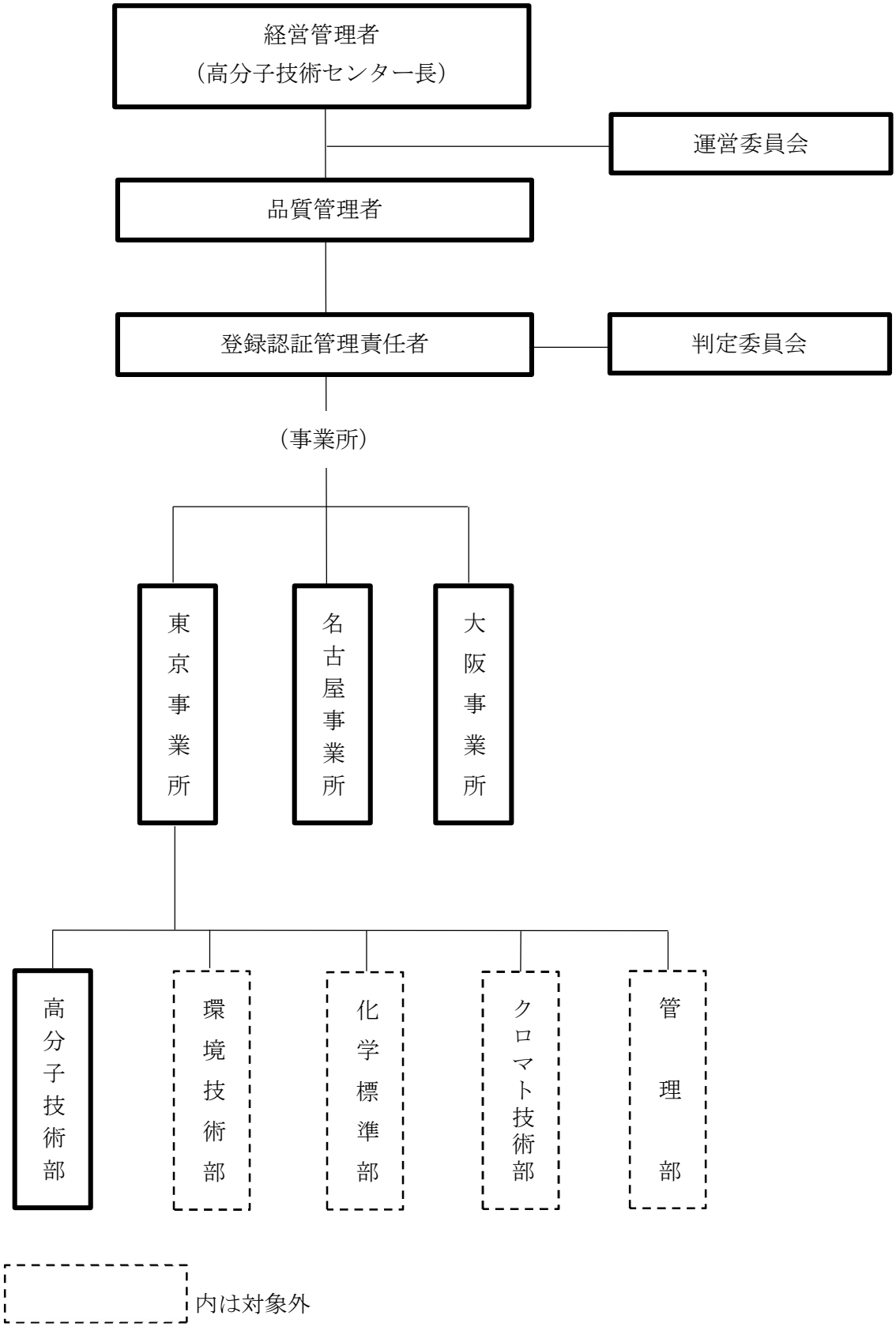
図１　組織運営機構（審査体系）